

令和8年度

番号		工期	日間 又は
年 月 日提出			令和9年3月31日 まで

# 工事設計書

工事名 横浜市立大学附属病院エネルギーセンター自火報設備更新工事

工事場所 横浜市金沢区福浦三丁目9番地

工事概要 エネルギーセンター棟に設置している自火報設備の更新

(1)受信機・発信機更新

(2)表示灯・地区ベル・非常電話機等更新

(3)システムデータ作成

(4)試運転調整、報告書作成

施工理由 経年劣化した機器の交換を行い、自火報設備の機能を維持するため。

金額入り ・ 金額抜き

設計金額 ¥

内訳 工事価格 ¥

消費税相当額 ¥

# 内 訳 書

No.1

名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
横浜市立大学附属病院エネルギーセンター自火報設備更新工事						
GR型受信機	255AD 自立型	1	台			
非常電話一体型						
既設キャビネット再使用						
発信機	P型1級 R型用 屋内埋込型	6	台			
発信機用アダプタプレート	屋内用	6	個			
表示灯	薄型 屋内用	6	台			
地区ベル	断線検出回路付き	15	個			
非常電話子機	縦型組品 電子ブザー内蔵	4	台			
小計						
工事費		1	式			
調整試験費		1	式			
手続き・立ち合い試験費		1	式			
システムデータ作成費		1	式			
現場調査費		1	式			
小計						
消耗品雑材費		1	式			
荷造運賃		1	式			
交通費		1	式			
諸経費		1	式			
小計						
合計						

# 仕 様 書

<p>A. 工事仕様</p> <p>1. 適用基準等</p> <p>2. 共通仕様書</p> <p>3. 特記仕様の基準等</p> <p>4. 官公庁への手続き等</p> <p>5. 工程表</p> <p>6. 工事用材料等</p> <p>7. 疑義</p> <p>8. 設計変更</p> <p>9. 製作図、施工図</p> <p>10. 立会検査</p> <p>11. 工事用電力用水等</p> <p>12. 工事写真</p> <p>13. 工事完成図等</p> <p>14. その他</p> <p>B. 特記事項</p> <p>1. その他注意事項</p>	<p>本工事は、共通仕様書、特記仕様書、設計図、現場説明書、追加指示事項書、内訳書、質疑応答書ならびに官公署規則(建築基準法、消防法等)に従い施工すること。</p> <p>設計図書はの優先順位は、下記の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 現場説明書および現場説明書に対する質問回答書</li> <li>2) 特記仕様書(図面記載のものおよび別冊を含む)</li> <li>3) 「横浜市建築局特則仕様書(建築、電気、機械)」</li> <li>4) 横浜市建築局「設備工事施工マニュアル(電気、機械)」</li> <li>5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築(改修)工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」</li> <li>6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)」</li> </ol> <p>機器の据付および配管類の支持等に対する耐震処置は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針(最新版)」に準拠すること。 また、設計時の標準震度は、重要性の高い建築設備機器扱いとする。</p> <p>工事に必要な官公署、電力会社、電話会社等への手続きは迅速に行い、これに要する費用は一切請負業者の負担とする。</p> <p>工事契約後、全工期工程表を作成し提出すること。</p> <p>工事契約後施工着手前には、主要機材選定、メーカーリスト、機器承諾図等を提出し、監督員の承諾を得たうえで発注すること。 本工事に使用する機材について、監督員の指示するものについては見本品を提出すること。</p> <p>本工事の設計図書に関する疑義は、工事契約前に質疑応答書にて確認すること。質疑に漏れたものは監督員の指示に従うこと。</p> <p>請負業者は、監督員の承諾した追加または変更に対しその都度変更内容をまとめ、概算書を監督員に提出すること。 また、監督員の指示する期日までに、変更図および変更数量書を作成し提出すること。</p> <p>本特記仕様書および添付図面は工事の概要を示すものであるから、請負者は工事着手前に施工図を作成し、監督員の承諾を受けること。 承認後の施工図、製作図等が現場に適合しない場合、監督員に確認のうえ、請負業者が施工し直すこと。</p> <p>各工事は予め監督員の指示した工程に達したとき、立会検査を受けること。施工後の検査が不可能または困難な工事は、その施工に際して立会検査を受けるか、または記録写真を残し、後日確認を受けること。どちらかによるかは監督員の指示によること。</p> <p>工事用および機器試運転調整用電力、用水、排水等に要する費用は、工事請負者の負担とする。</p> <p>竣工後見え隠れとなる主要部分を工事進捗状況に応じて、その他の部分は月2回程撮影し、監督員の指示する部数を提出のこと。</p> <p>工事完成に際しては、諸官庁および監督員・検査員の検査合格をもって完成とし、工事請負者は完成図書を作成して監督員の承認を受けること。 提出部数は監督員の指示による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官公庁許可書</li> <li>・機器製作完成図・取扱説明書・保証書</li> <li>・付属品・予備品一覧表</li> <li>・アフターサービス連絡先一覧表</li> <li>・施工図(ノート製本)</li> <li>・各種試験成績表</li> <li>・工事写真集</li> <li>・工事関係者連絡先一覧表</li> <li>・完成図(A4ファイル製本、ノート製本)</li> <li>・完成図・施工図の原図</li> <li>・完成図・施工図のCADデータ</li> </ul> <p>設計図に明示がなくても機能上当然必要と認められるものは、監督員の指示に従い施工すること。この場合の請負金額の増減は行わない。 本工事完成引渡し後1か年を瑕疵期間とし、施工上の不備に関わるものは無償にて請負者が手直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本工事の完成時には「横浜市建築局工事特則仕様書(建築、電気、機械)」に示す完成図書を必要部数提出すること。</li> <li>2) 本工事中に、予定外の停電・機器停止を生じさせることのないよう十分注意を払うこと。</li> <li>3) 工事着手前に既存設備の設置状況を十分調査のうえ、既存機器設置業者と十分打合せを行うこと。 その結果、原設計図と異なる部分が生じたりその他不都合があった場合は、監督員に報告し指示を受けること。</li> <li>4) 大学および病院の業務を継続しながらの工事であるため、第三者に対する安全には十分注意をすること。</li> <li>5) 騒音、振動が伴う工事は事前に打合せを行い、指定時間に行うこと。</li> <li>6) 工事期間中の防災対策は、横浜市立大学側の消防計画書に準拠すると共に、防災管理組織を編成し責任者を定め、横浜市立大学の防火責任者と連携を保つこと。</li> <li>7) 次の工事については事前に届出を行い、監督員と打ち合わせ、承諾を得てから行うこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 停電が生じる工事</li> <li>(2) 断水が生じる工事</li> <li>(3) 消防設備の機能に支障を生じる工事</li> <li>(4) 医療ガスの供給が停止する工事</li> <li>(5) その他、授業、研究、診療、医療、調剤などに重大な影響が生じる工事</li> </ol> </li> <li>8) 工事技術者は、関係者であることを証する名札などを着用する。</li> <li>9) 既設躯体をダイヤモンドカッター等でコア抜きする場合、事前にX線撮影による躯体内の調査を行い配管等が内接されていないことを確認のこと。</li> </ol>
--	---

# 現 場 仕 様 書

- 1 工事件名 : 横浜市立大学附属病院エネルギーセンター自火報設備更新工事
- 2 工事場所 : 横浜市金沢区福浦3-9
- 3 工事概要  
エネルギーセンター内の自火報設備の更新を行う。
  - (1) 受信機・発信機の更新
  - (2) 表示灯・地区ベル・非常電話機等の更新
  - (3) システムデータ作成
  - (4) 機器交換後の試験および報告書の作成
- 4 特記事項
  - (1) 下請業者(専門業者)については、市内業者の優先使用を配慮すること。
  - (2) 請負人は、工事事務等により横浜市から、指名停止処分を受けて指名停止期間中の者、又は、横浜市からこれと同等と認められて、指名停止期間中の者を下請人としてはならない。
  - (3) 工事中の施設内への出入りに際しては、施設管理者に人員等を報告の上、腕章・名札・ヘルメット等を着用し身分を明らかにすること。
  - (4) 業務に従事するものは、大学という特殊性に鑑み、学生、研究員に対して言動、行動に注意し、節度ある業務を行うこと。
  - (5) 従事者は、その業務上知りえた情報その他の守秘義務を負うこと。
  - (6) 廃棄物等については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などの法令に従い、適正に処分すること。
  - (7) 不慮の事故に備え、工事中および工事後は24時間連絡・対応が可能な体制にすること。

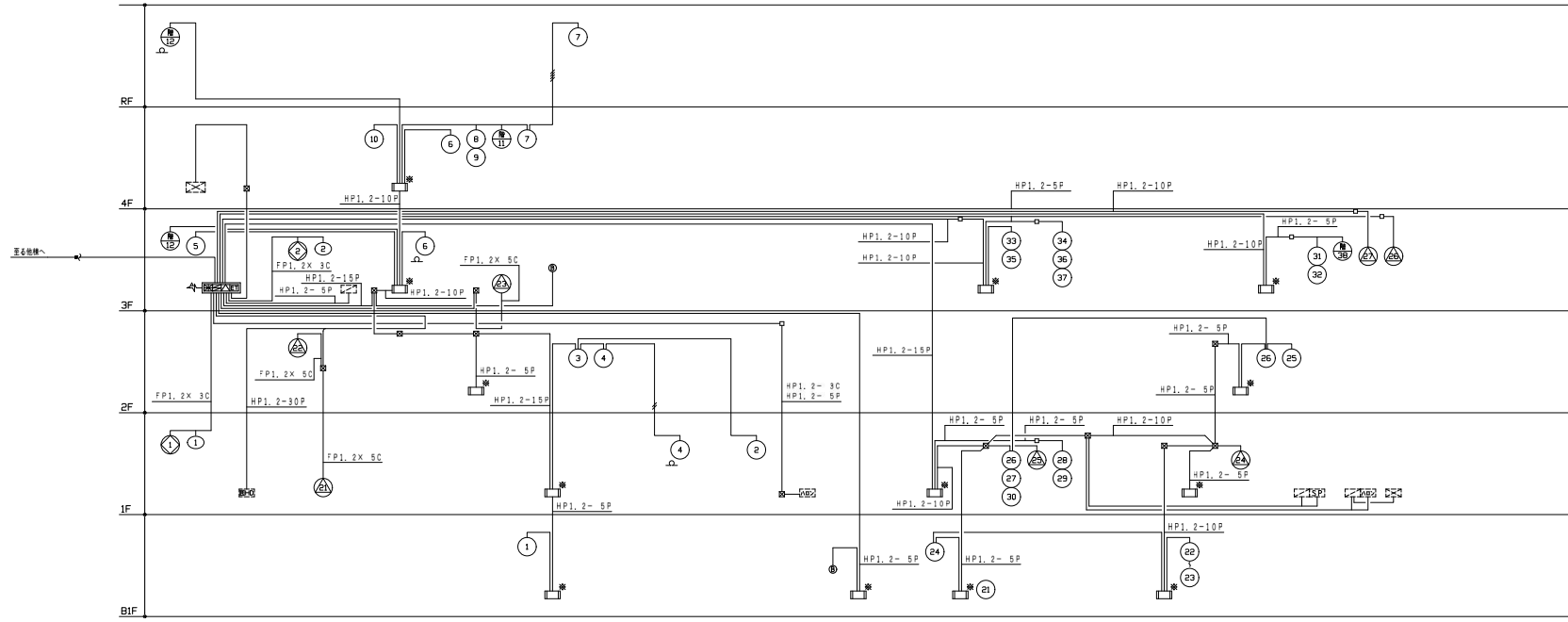
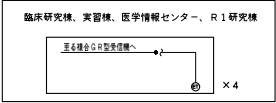
凡例		例		更新	
記号	名称	仕様	備考	更新	設置
①	受信機	受信機	仕様参照	○	○
②	受信機	受信機	(既設)		
	機器収容箱	消火栓内蔵	③④⑤撤去⑥⑦⑧新設	○	○
⑨	P型発信機	1級		○	○
⑩	表示灯	AC24V、LED、薄型、消火栓内蔵は遠隔式		○	○
⑪	火災警報ベル	DC24V、1.0mA、ダイオード付		○	○
⑫	非常電燈	途中警付		○	○
⑬	終端抵抗	10KΩ		○	○
⑭	光電式スポット型感知器	2種、非音響型		○	○
⑮	音動式スポット型感知器	2種		○	○
⑯	定温式スポット型感知器	1種、7.5℃		○	○
⑰	定温式スポット型感知器	1種、7.5℃、防水型		○	○
⑱	定温式スポット型感知器	特殊、6.5℃		○	○
⑳	定温式スポット型感知器	1種、7.0℃、耐圧防塵型、確認灯無し		○	○
㉑	シーリングフィッティング			○	○
㉒	光電式スポット型感知器	3種、非音響型		○	○
㉓	自動閉鎖装置	防火戸用		○	○
㉔	自動閉鎖装置	防火シャッター用		○	○
㉕	電子ブザー	防火シャッター降下警報用		○	○
㉖	自動閉鎖装置	防火ダンパ用		○	○
㉗	空調機制御盤			○	○
㉘	警戒区域番号	火災表示用		○	○
㉙	警戒区域番号	火災表示用、階段用		○	○
㉚	警戒区域番号	火災表示用、シャフト用		○	○
㉛	警戒区域番号			○	○
㉜	動作区域番号	専用感知器連動用		○	○
㉝	動作区域番号	防火戸、防火シャッター用		○	○
㉞	動作区域番号	防火ダンパ用		○	○
㉟	移設	表示灯電源供給用 (制御盤組込)		○	○
㊱	スプリンクラーポンプ制御盤	図組込		○	○
㊲	ハロングラス制御盤			○	○
㊳	ケーブル配線	天井いんべい		○	○
㊴	配管配線	天井いんべい		○	○
㊵	配管配線	天井いんべい (扉上は扉上露出)		○	○
㊶	配管配線	立上げ引下げ		○	○
㊷	ジャンクション、プルボックス			○	○

- (注記)
- 今回工事概要について  
・今回工事は既成半荘に伴う防災設備の撤去、新設工事とする。
  - 改修に伴う既設端末機器について下記の項目を行う  
・既設受信機は撤去、新設を行う。受信機には調整リングを取り付ける。  
・既設火災警報ベルは撤去、新設を行う。火災警報ベルはダイオード付とする。  
・既設表示灯は撤去、新設を行う。表示灯は薄型へ更新とする。  
・既設非常電燈は撤去、新設を行う。  
・その他の端末機器は全て再使用する。
  - 改修に伴う組合GR型受信機について  
・既設P型合盤(200回路)は内蔵物を撤去し、  
組合GR型受信機、中継器ユニット、電源設置などの新設を行う。  
上記に伴い、前面扉の再製作を行う。
  - 非常電話一体型受信機仕様  
・組合GR型、型排型 (既設自立独立内容)、警報式、予備電源内蔵  
・電圧：AC100V、50/60Hz  
・アドレス数：255アドレス、伝送系統数：1系統  
・自動試験機能付  
・階別アラーム機能付 (通報履歴10、000件、自動試験履歴10、000件)  
・主警響：音響警報及びブザー  
・表示方式：1.5型カラーLCD表示(タッチパネル付)  
・火災、爆発警響、ガスもれ警報表示、非常電話 各2報同時表示  
・警報表示エリアの自動拡大・縮小機能  
・アナログ式感知器の注意表示  
・P型自動試験機能付感知器の識別 (詳細表示/表示消滅)  
・火災発報回数表示機能  
・文字種：半角英数字文字、JIS第1・第2水準漢字  
・ガイダンス表示、故障メッセージ表示  
・非常電話子機の動作確認詳細表示  
・操作方式：タッチパネル方式  
・漢字アランプ内蔵  
・アラーム感知器・トレンド機能付-3分トレンド (2画面表示可能)、週間トレンド。  
注意：火災・火災・トレンド、トレンド履歴  
・火災アラーム機能付  
・その他機能：  
A)機能、行動ガイドイラスト表示、寿命部品の交換予測機能、自己診断機能  
爆発警響情報10報表示、履歴リスト表示、音声、感度の調整機能  
ヘルプ機能 (メニュー、機能ヘルプ、表示ヘルプ)  
シミュレーション機能 (火災、爆発警響、ガス漏れ)  
一括消音/個別消音機能 (最大50報) /個別消音機能 (最大64報)  
爆発警響警報時の「種別/状態」名称の音声メッセージ  
P-A-T感知器回路60個接続可能  
非常電話の警報記録自動送信機能  
・管理用情報表示  
・防犯動向制御スイッチ機能 (30点)  
・表示用情報表示 RS485X1系統  
(メッセージ表示機 最大31台接続可能)  
・接続情報・地区別 32点 (a接続) /4点 (c接続)・各種代表  
・接続入力・放送1点、消火栓1点、汎用1点  
・誘導表示 (5L標準装備)  
・受話機標準  
・非常電話接続操作部  
・PA出力用電線  
・端末警報中継器 (自動試験機能付) 感知器・地区警響・防振警、表示灯兼用 (DC24V、10AH)

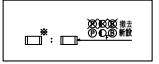
・目標内訳	
・火災表示 (一般感知器)	31L
・連動専用感知器表示 (一般感知器)	2L
スプリンクラー・ポンプ始動表示	1L
スプリンクラー・ポンプ故障表示	1L
スプリンクラー・ポンプ止水機作表示	1L
消火栓警報表示	1L
ハロングラス消火機警報表示	15L
ハロングラス消火機起動表示	2L
ハロングラス消火機故障表示	2L
防火戸・シャッター閉鎖表示	2L
防火ダンパ閉鎖表示	7L
非常電話動作表示	4L
他棟火災表示	56L
他棟防火戸・シャッター表示	20L
他棟防火ダンパ表示	21L
火災代表表示 (看護短期大学部)	1L
防排煙代表表示 (看護短期大学部)	1L
他棟ガス漏れ代表表示 (看護短期大学部)	1L
端末警報中継器異常表示	1L
合計	171L
・移設内訳： ・空調機制御盤へ (無電圧、a接続) 火災代表信号 1L ・空調機制御盤 (6台)へ (無電圧、a接続) 防排煙一括信号 各1L ・他棟へ (無電圧、a接続) 5L 火災代表信号 1L ・その他、移設信号は既成に準ずる。	
5. 地区ヘルム機は一斉鳴動方式とする。	
6. 警戒区域番号等は各階毎に示す。	
7. 防火防排煙制御方式は既成に準ずる。	
8. 図面中の表は下記とする。 ・実線 ○新設 ・虚線 ○既設 ・○ ○結線 ・X X撤去	
9. 特記なき配管配線は下記に示す。  既設配管配線 A E: 警報用ケーブル H F: 熱線ケーブル P P-C: 配管取付用耐火ケーブル 2重天井部分はケーブルが隠れし配線、天井下は行かぬ配管出来ない部分は露出配管配線とする。	

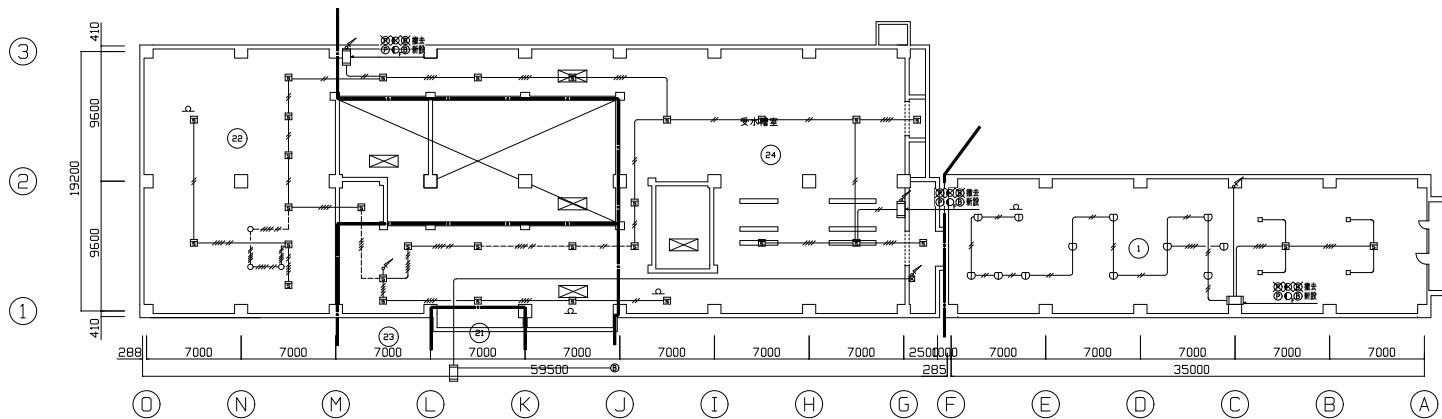
中継器設置数表

中継器設置数表	出入力箇所内訳	自火報設備				ヘルム機				消火設備				防火・防排煙設備				その他				移設				増設中継器			
		自火報設備		ヘルム機		消火設備		防火・防排煙設備		その他		移設		増設中継器		自火報設備		ヘルム機		消火設備		防火・防排煙設備		その他		移設		増設中継器	
		監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御	監視	制御
エネルギーセンター																													
看護短期大学部																													
病院棟																													
臨床研究棟																													
基礎研究棟																													
実習棟																													
講義棟																													
福利厚生棟																													
医学情報センター																													
動物実験棟																													
サークル棟																													
R1研究棟																													
体育館棟																													
合計																													

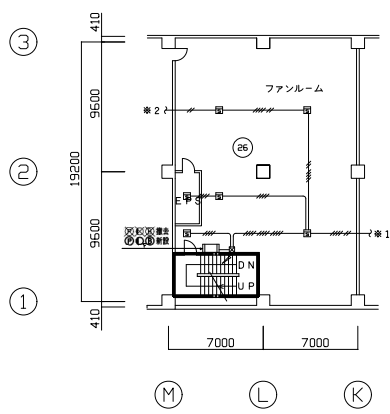


設備系統図

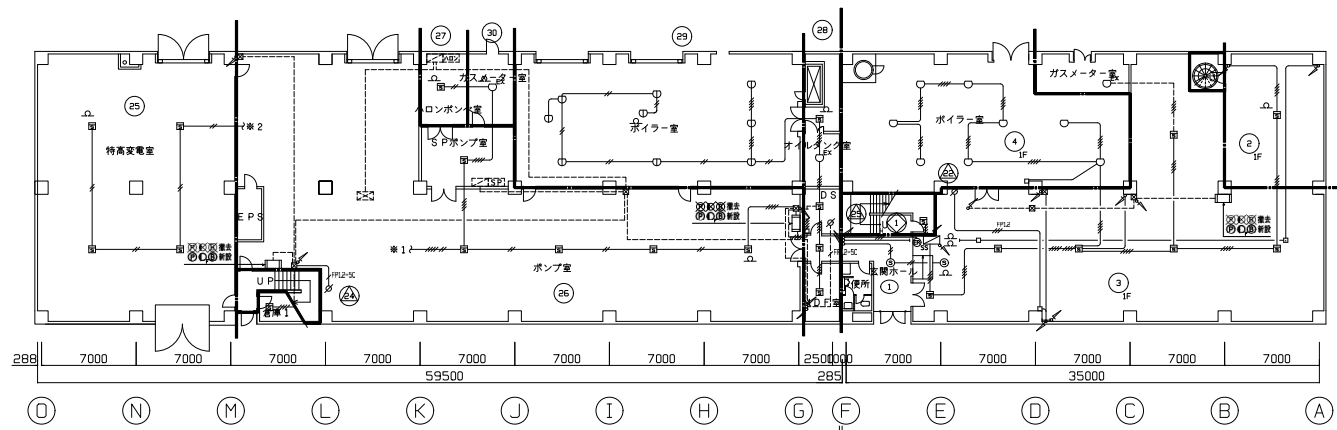




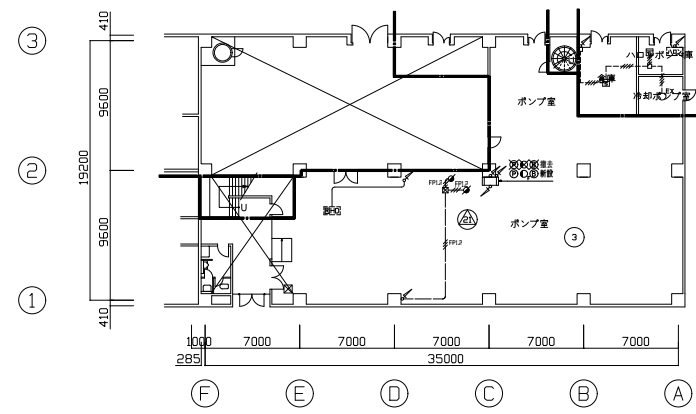
B1階平面図



2階平面図



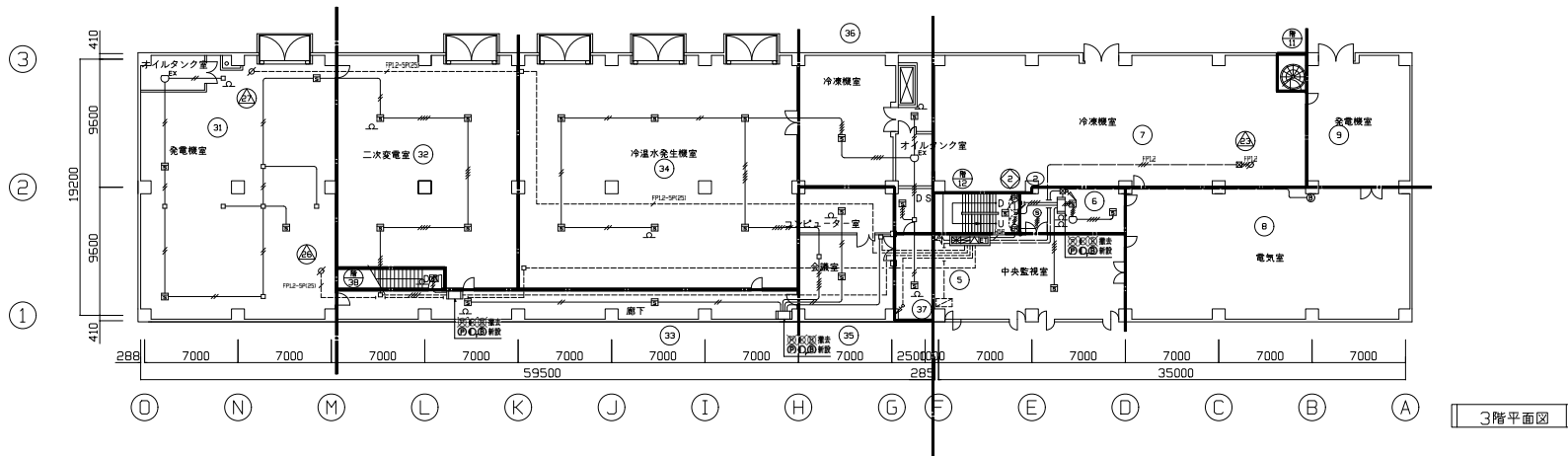
1階平面図



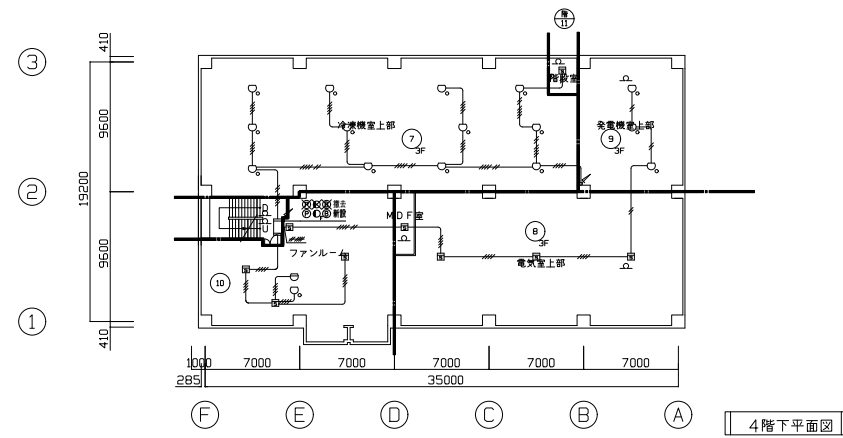
1階下平面図

特記なき配管配線及び立上げ引下げの電線本数は系統図参照とする。

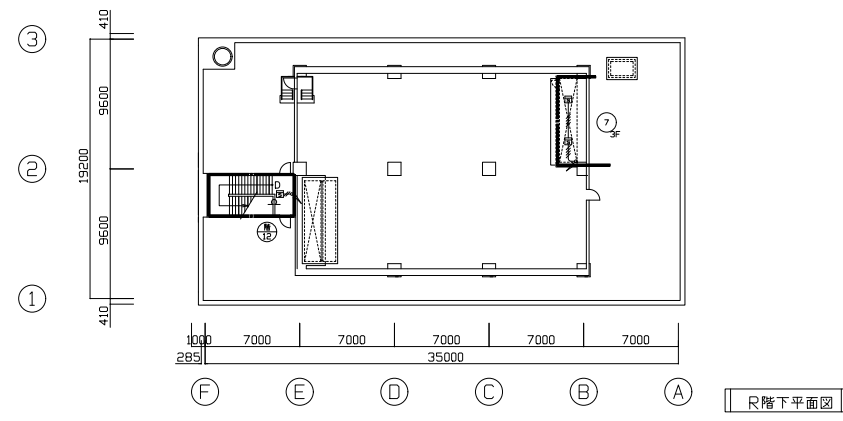




3階平面図



4階下平面図



R階下平面図

特記なき配管配線及び立上げ引下げの電線本数は系統図参照とする。